

(2)退級について

- ①お子さんの持つ課題が軽減又は改善されたことによって
通級する必要がなくなった場合 改善終了



- ②転居などによって、日高市内の学校から
他市町村の学校（埼玉県外も含む）へ転出する場合 転出終了

※このような場合、転校先の学校でも引き続き通級することをご希望なされる場合は、
できる限りこちらでも転入先の学校と連携し、ご希望に添えるようにしていきたい
と思います。

- ③ご家庭の事情などで、通級することが困難になった場合等 家事都合終了

※難聴児童の場合は、入学から卒業まで一貫した支援をし、指導を行っていきます。

※吃音の児童の場合は、本人がもうことばの教室へ来なくても大丈夫ということになる
ことが終了の目安と考えています。吃音が軽減しても、多くの方が卒業まで指導を希
望され、小学校卒業で終了しています。

尚、世界中で行われている吃音の研究では、未だに原因がわかっていません。よっ
て、吃音は治すことはできず、吃症状が全く出なくなるということは今のところない
とされています。

※①②③いずれの場合も、市の就学時支援委員会の判断及び決定によって退級となりま
す